

連

〔書言字考節用集十〕姓連位署式

〔古事記上〕綿津見神者阿曇連等之祖神以伊都久神也

〔古事記傳六〕連は加婆禰カバチにて略註牟良自ムラジと訓朝臣牟良自人名にも見ゆ凡て加婆禰は貴みて云稱なり故群主ムラジの意かを

母自主云は宮主ノ如し戸ト其群の中の主と云意なり師は崇名の約りたるなり云りさて連字

を書故はさだかならず禮記王制に十國以爲連連有帥云々註に合十國爲連比有帥以統之也

の連帥に又万葉廿丁に多々美氣米牟良自カミムラジ加已蘇乃カイツノと續たるは疊薦を編と云かけたるなり

略く阿とある師説をもて思ふにたゞ語の上のみの續けにも非で牟良自ムラジと云に編連る意ある

故にても有べし

〔南留別志三〕連は村主といふ事なるべし

〔倭訓栞前編三十二〕むらじ 日本紀に連をよめりもと官にて姓カネになれり郡主の義なりといへ

り臣連とならびて大連大臣なども見えたり

〔職官志一〕連群也群謂師衆其文不用群而用連取其可連率之義且稱以連者據大伴物部之諸姓是

爲武官可見矣

〔姓序考〕連

連姓はいと古き姓なることは既云り連は牟良自ムラジと訓群主ムラジの意にて其群の中の主と云意也

師宣本居長のいはれきげに然なり臣達のむねとせし氏々に太古は賜へる姓なりけるさるから

皇別の氏々に賜へること多からねばにや姓氏錄皇別に連姓を負へる氏十九氏ならではある

ことなし臣姓を負へる皇別の氏々は四十八氏ありこをもて臣姓は皇別に賜ひ連姓は神別に

賜ひし太古の制の遺れるを知るべし神別に連姓の氏々多きことは姓こたび連姓を臣姓の下

に序次せしものは太古の制にまたがへるもの也